

埼玉市民オンブズマン・ネットワーク

代表幹事 田中 寿夫 様

事務局長 宗像 敬一 様

さいたま市長 清水 勇人



消防団への協力費に関する回答について

令和3年10月1日付けで提出された質問について、下記のとおり回答いたします。

記

1 本市の今後の対応について

消防団員が協力金を請求したり募った事実はないことから、消防分団が自治会から消防団協力費を受領することについては、消防分団と自治会とで解決されるべきであると考えております。

しかしながら、消防分団が自治会から消防団協力費を受領することは、本来あるべき消防分団と自治会との関係において、好ましい状況ではないため、消防団本部において、消防分団は自治会から協力金は受領しないことを確認しました。

2 さいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則について

消防団協力費は地域に密着した活動に対する慰労を目的として自治会の善意により支出され、消防分団による災害活動・防災指導等の本来業務以外の地域コミュニティのための活動に対する協力金であると思慮されますので、当該規則に抵触するものではないと考えております。

3 令和3年7月30日付け消総消活第767号における回答内容に対する認識について

消防団は消防組織法第9条及びさいたま市消防団条例第2条に基づき設置される消防機関であり、消防分団はさいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則第2条に基づき設置される消防団の組織であることから、自治会の善意により支出される消防団協力費については、消防分団と自治会とで解決されるべきであると考えております。

なお、上記1のとおり、消防分団は自治会から協力金は受領しないことを確認しましたので、今後はこの方針のとおり対応してまいります。